

定住自立圏構想の中心市宣言を行いました

●お問い合わせ／市政推進課
政策推進係 ☎26-5704

定住自立圏構想とは、一定の都市機能を有する中心市と生活・経済面で関わり深い周辺市町村が連携・協力の上、圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確保して人口定住や住みやすい地域社会の形成を目的とした国の制度です。

3月14日、本市は定住自立圏構想における中心市宣言を行い、遊佐町、庄内町、三川町と連携して「庄内北部定住自立圏」の形成を目指し、1市3町圏域において中心的な役割を担う意思を表明しました。今後、圏域全体の将来像を見据えながら、住民が安心して暮らせる魅力的な地域づくりを目指して、定住自立圏構想を推進していきます。



▲3月定例会後に議場で中心市宣言を行う本間市長

- 今後の取り組み予定
- 協定締結(9月)
- 共生ビジョン策定(平成27年3月)

子どもの医療費助成を拡充 小学6年生まで医療費無料

●お問い合わせ／市子育て支援課家庭支援係 ☎26-5734、各総合支所地域振興課市民係

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、4月1日から子育て支援医療の通院費無料の対象を小学6年生まで拡充します。

申請手続きが必要です

新たに対象となる小学5年・6年生と更新の必要な平成16年4月2日～5月1日、平成17年3月2日～4月1日生まれの小学4年生がいる家庭には、申請手続きの案内を4月上旬に送付しますので、市役所1階子育て支援課または各総合支所地域振興課で早めに手続きをしてください。

4月中に手続きをした場合は、4月1日までさかのぼって医療費が無料になります。5月以降に申請した場合は、申請した月の1日から適用となります。

平成16年5月2日～平成17年3月1日生まれの小学4年生には新しい医療証を送付します。

◆重度心身障がい(児童)者医療証が交付されている小学5年・6年生の方は、切り替えの申請が必要です。

◆ひとり親家庭等医療証が交付されている小学2年～6年生は、現在の医療証をそのまま使用できます。小学1年生がいる家庭には、新しいひとり親家庭等医療証を送付します。

◎子育て支援医療制度の概要 (平成26年4月1日～)

対象	市内に住所を有する0歳～小学6年生	市内に住所を有する中学生
所得制限	無し	
自己負担額	入院時の食事代および保険適用外分など	
助成方法	通院および入院費に助成 ◆医療機関を受診する際に、健康保険証と子育て支援医療証を提示することで、窓口での医療費が無料になります。	入院費のみに助成 ◆入院する際に申請して医療証の交付を受け、医療機関で健康保険証と子育て支援医療証を提示することで、窓口での入院費が無料になります。
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の健康保険証 転入などの場合は健康保険証の被保険者^{※1}の源泉徴収票、所得証明書など(申請月、誕生月によって確認する年が異なりますのでお問い合わせください) 健康保険証の被保険者が平成17年11月1日以降、本市に住所登録をしたことがない場合は、被保険者の住民票の写し^{※2} <p>※1 国民健康保険の場合は、対象者を地方税または所得税法上扶養している方。 ※2 住所登録の都合上、医療証は後日送付します。</p>	
医療証の有効期間	申請した月の1日(新生児は出生日)～誕生月(月の1日生まれは誕生月の前月)の末日(小学6年生は12歳に達した日以後の3月31日まで)	申請した月の1日～誕生月(月の1日生まれは誕生月の前月)の末日(中学3年生は15歳に達した日以後の3月31日まで)
医療証の更新	毎年 ◆誕生月の中旬に更新案内を郵送します。	医療証が必要なとき(入院するなど)